

## 介護が必要になったら？ 介護保険サービス利用の流れ 問 介護保険課

介護保険のサービスを利用するためには、要介護等認定の申請が必要です。

### 要介護認定申請

介護保険課（市役所1階）の窓口に申請してください。

申請は本人や家族のほか、成年後見人、地域包括支援センターや省令で定められた居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。



### 申請できる方

おおむね6か月以上継続して常に介護が必要と見込まれる状態、または日常生活に支援が必要と見込まれる状態にある方

#### 65歳以上の方

介護や支援が必要になった原因を問わず申請できます。

#### 40～64歳の方

加齢に伴う特定の疾患にかかった場合のみ申請できます。

### 要介護認定

#### 訪問調査

調査員が訪問し、心身の状況を調査します。



#### 主治医意見書

主治医意見書の作成をかかりつけの医療機関に依頼してください。意見書は主治医から市へ提出されます。



#### 審査判定

訪問調査と主治医意見書をもとに、専門家による認定審査で審査・判定します。



### 認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、市から認定結果通知書と結果を記載した保険証が届きます。

#### 要介護1～5

介護サービスを利用できます。  
 ▷在宅でサービスを利用  
 ▷施設に通ってサービスを利用  
 ▷施設に入所する。（要介護度に条件があります）

#### 要支援1・2

介護予防サービスを利用できます。  
 ▷在宅でサービスを利用  
 ▷施設に通ってサービスを利用

#### 非該当

一般介護予防事業を利用できます。  
 介護予防教室、介護予防リーダーの養成など、介護予防に向けた取り組みに利用できます。

### 高齢者クラブの活動を紹介するパネル展示 問 高齢者支援課地域支援係

市内各地域には60歳を越えると入会できる49の高齢者クラブ（老人会）があります。体力づくり、グラウンドゴルフ、舞踊、カラオケなどを通じて仲間づくりや健康増進を図っています。

高齢者クラブの皆さんが、地域で元気にいきいきと活動している様子を、パネル展示で紹介します。

展示期間 10月17日（月）～28日（金）  
 会場 市役所1階ロビー

### 青梅市高齢者家計応援券

問 高齢者支援課地域支援係



長期化する新型コロナウイルス感染症と原油・物価高騰の影響を受けている高齢者の家計を応援するため、市内の店舗で使用できる青梅市高齢者家計応援券（1人あたり3,000円分）を簡易書留でお届けします。

対象 10月1日時点で市内に住居登録のある65歳以上で在宅の方

※申し込み不要

有効期限 令和5年1月15日まで  
 ※10月中は使用できません。

配付時期 10月末～11月上旬

その他 配達までに時間が掛かる場合があります。



### 10月の休日歯科診療

問 健康センター ☎23-2191



診療日	医療機関名	住所	電話番号
16日（日）	武藤歯科クリニック	新町3-31-3	31-8848
23日（日）	小曾木歯科	小曾木4-2244	74-6480
30日（日）	佐藤歯科医院	野上町2-21-3	22-3954

※診療時間は午前9時～午後5時です。（受付終了時間は午後4時45分）

※受診の際は実施歯科医院に、必ず事前に電話で連絡してください。

※保険証、お薬手帳を持参してください。

### 特定保健指導

#### Let's!健康プログラム

問 健康センター ☎23-2191

青梅市国民健康保険で実施している特定健康診査の受診結果で、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）およびその予備群となった方に、特定保健指導「Let's!健康プログラム」のご案内を送付しています。

このプログラムでは、管理栄養士などが対象者一人ひとりに合った健康プランを提案し、生活習慣の改善に向けてサポートします。